

平成 21 年 9 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社 淀川製鋼所
(URL <http://www.yodoko.co.jp/>)
代表者名 取締役社長 國保善次
(コード番号 5451 東・大の各1部)
問合せ先 経営企画本部 広報課
次長 宮原隆志
(TEL 06-6245-9103)

独占禁止法違反事案に係る対応について

当社は、平成 21 年 8 月 27 日、鋼板製品の販売に関し独占禁止法違反により、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受領しております。又、当社及び当社元執行役員 1 名、従業員 1 名は、平成 21 年 9 月 15 日、溶融 55% アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板（塗装品及び非塗装品を含む）の販売に関し独占禁止法違反により、東京地方裁判所において有罪判決の言い渡しを受けました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、これを厳粛に受け止めるとともに、お客様、株主様をはじめ関係各位に多大なご迷惑、ご心配をお掛けすることとなりましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、厳正な社内処分を実施するとともに、再発防止に向けてのコンプライアンスの強化徹底を図り、二度とこのような事態を起こさない決意を社内外に示して信頼の回復に努めてまいります。

なお、公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令並びに東京地方裁判所判決に対する対応と、再発防止のための施策、社内処分について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 行政処分への対応

- (1) 当社は、公正取引委員会との間で課徴金対象取引につき一部見解の相違もございますが、命令内容を慎重に検討しました結果、各命令の内容を応諾し審判請求は行わない方針であります。
- (2) 取締役会にて、排除措置命令に基づき以下の事項について決議いたしました。
他の事業者との間で、販売価格を引き上げる等の合意が消滅している旨の確認
今後、他の事業者と共同して販売価格を決定せず自主的に決める旨
今後、他の事業者と販売価格の改定に関して情報交換を行わない旨
なお、上記決議内容は概要を記載しております。

2. 裁判結果への対応

(1) 当社への判決の概要

罰金 1億8000万円

(2) 判決内容を慎重に検討し総合的に判断いたしました結果、判決を受け入れ控訴しない方針であります。

3. 再発防止策について

(1) 違法行為の排除

当社は、公正取引委員会により独占禁止法違反容疑によって強制調査を受けた後、カルテル・談合行為の禁止に関する「営業部門における行動指針」を作成し、その遵守状況を内部監査部門が監査しております。

又、本年2月には取締役会にて「カルテル訣別宣言」を決議し、全執行役員及び営業部門に所属する全従業員に対して、独占禁止法遵守の誓約書の提出を義務付けました。

今後、「営業部門の行動指針」の内容を充実させるとともに、その主旨を十分に浸透させ周知徹底を図ります。

(2) 独占禁止法遵守教育の徹底

営業に関わる執行役員及び営業部門に属する従業員に対し、専門的知見を有する外部講師による独占禁止法研修会を出席者の疑問（質問）に答える形で実施しました。今後も定期的に研修会を実施し法令遵守の徹底を図ります。

(3) 内部統制機能の強化

内部監査部門の人員の増強を行い、体系的・定期的な内部監査を実施します。

コンプライアンス意識調査を定期的の実施し、コンプライアンスの推進に反映します。

同業他社との接触について、予め許可した会合での接触を除き原則禁止を継続し、会合への出席や接触の記録の作成を義務付け、内部監査部門が定期的に監査する体制とします。

就業規則の懲戒事由に独占禁止法違反行為を明記することで、より統制を強化します。

4. 社内処分について

今回の独占禁止法違反事案に係る関係者に対し、次の処分を実施しました。

解任	1名
降職	1名
減給	11名
けん責	15名

尚、社内処分については、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、社内規程に基づき厳正かつ公平な審議を重ね、取締役会において決定しております。

以 上